

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県家畜商法施行細則の一部を改正する規則 五〇六
- 福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則 五〇六

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五〇六
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 五〇七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五〇七
- 県営土地改良事業計画を定めた件 五〇七
- 道路の区域を変更する件 五〇七
- 道路の供用を開始する件 五〇七

公 告

- 落札者を決定した件 五〇八

規 則

福島県家畜商法施行細則の一部を改正する規則及び福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第八十号

福島県家畜商法施行細則の一部を改正する規則

福島県家畜商法施行細則（昭和三十七年規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中 「住所」を「住所」氏名に改

める。

第二号様式中「三」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（畜産課）

年 月 日生] 生年月日 年 月 日
電話番号

福島県規則第八十一号

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則（昭和二十五年福島県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

告 示

福島県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまみこどもクリニック	会津若松市山見町四〇一一	令和三年一月一日
福島県厚生農業協同組合連合会 坂下厚生総合病院	河沼郡会津坂下町字上柳田二二一〇一一	同 年 一 月 一 日

（社会福祉課）

福島県告示第七百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和三年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

名称	所在地	
	変更前	変更後
福島県厚生農業協同組合連合会 ばんげ訪問看護ステーション	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	河沼郡会津坂下町字上柳田二二一〇一一

（社会福祉課）

福島県告示第七百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

名称	所在地	廃止年月日
福島県厚生農業協同組合連合会 坂下厚生総合病院	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	同 年一〇月二二日
やまみこどもクリニック	会津若松市山見町四〇一一	令和三年九月三〇日

（社会福祉課）

福島県告示第七百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、三穂田北部地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

縦覧に供する書類

一 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年十二月一日から（二十日間）

同 月二十日まで

三 縦覧の場所

郡山市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前後の敷地の幅員		延長
		変更前	変更後	
県道棚倉矢吹線	白河市東釜子字早稲田	九・七	一四四・一	
	一四五番一地从先から同 市東釜子字早稲田一八四番地先まで	一七・一	一四四・一	

（道路計画課）

福島県告示第七百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

公告

(道路計画課)

県道棚倉矢吹線	路線名
白河市東釜子字早稲田一四五番一 地先から 同 市東釜子字早稲田一八四番地 先まで	供用開始の区間
令和三年二月一日	供用開始の期日

公告第235号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか15施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年11月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県県北保健福祉事務所ほか15施設の電気供給業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和3年10月13日
- 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 落札金額
53,304,165円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年8月24日

(保健福祉総務課)